

児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理

児童福祉審議会専門部会

資料4

【課題1】 関係機関の埋まらない隙間で生じる 重大事例 ⇒ 地域支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) の強化

- 隙間のない連携のネットワークを作るには
 - 個別ケース会議は適時、適切に開催されているか
参加機関は十分か
 - 情報の共有化、役割分担は適切に行われているか
 - アセスメント評価は共有化しているか
 - 情報の抱え込みによる連携の隙間が生じていないか

- 児童相談所と子供家庭支援センターなどの援助主担当機関間の協働体制に隙間はないか
 - 情報の共有化は図られているか、ケースの見立ては一致しているのか
 - 両機関の連携ルールは適切に運用されているのか
「情報提供」「送致」「援助要請」で生じる援助の隙間
 - 進行管理会議は有効に機能しているか
 - 児相の区市町村支援は十分行われているか

- 医療、教育など独立性の高い部門との連携が十分ではない
 - 相談援助部門との連携は図られているか
 - 保護者との摩擦を考慮して通告に躊躇する傾向はないか
 - 組織内の情報の共有化が十分図られているか

- 在宅のハイリスク家庭、再統合家庭への支援が十分ではない
 - 児童相談所の保護者指導は十分機能しているのか
 - 援助機関の役割分担が不明確
 - 地域の資源、民間団体等外部機関との連携は図られているか（地域資源、民間団体の脆弱な現状）

第2回：9月頃 第3回：11月頃
※随時ヒアリング

【課題2】 虐待の未然防止策が進展していない ⇒ 地域における未然防止策、 要支援家庭の早期発見・支援策の推進

- 子育て不安群（虐待予備群）への支援が十分ではない
 - 虐待防止の観点から、地域の子育て支援部門のサービスを充実できないか
(子育て不安の解消が図れるようなサービスの提供)
 - 子育て支援サービス機関と相談援助機関、保健機関との連携は十分図られているか
 - 要保護児童対策地域協議会における子育て支援部門（民間NPO等）の参加は図られているか

- 要支援家庭をより確実に早期発見するには
 - 健診など母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見について、十分工夫ができているか
 - 各種健診や乳児家庭訪問を通じて把握した家庭は、要保護児童対策地域協議会につながっているか
 - 妊婦健診未受診者、特定妊婦へのアプローチは図られているか
 - 相談援助部部門とひとり親支援部門との連携は十分図られているか

- 子どもの成長に合わせたライフステージを通じての
関係機関の連携が十分図られていない
 - 保育園、幼稚園、小学校、中学校の情報の共有化は十分図られているか

第4回：1月頃 第5回：3月頃
※随時ヒアリング

【課題3】 増え続ける虐待相談件数、重篤化する ケース内容への迅速的確な対応 ⇒ 相談援助部門の機能強化

- 対応困難ケースが増える中、相談援助機能をさらに強化するには【児童相談所】
 - 医療機関からの通告ケースや要医療ケースが増える中で迅速、的確な対応が必要
 - 一時保護ケースの増等に伴ない、困難な保護者対応に追われる現状

- 介入型支援を支える人材確保・育成が困難【児童相談所】
 - 経験年数の少ない児童福祉司（2年末満が34%）への人材育成（介入型支援のスキルアップ）をどう図るか
 - 基幹職員（チーフ）のプレイングマネージャーとしてのスキルアップが急務
 - 燃え尽き症候群を防止するにはどのような方策があるかモチベーションアップの方策

- 区市町村の体制や対応力に温度差がある
【子供家庭支援センター】
 - ケースの見立てについて児童相談所と乖離はないか
 - センター長や基幹職員の育成が課題
 - 地域子育てサービスの内容が様々

- 援助機能強化のための連携
 - 警察との連携強化をどう図るか
事件化の対応も必要となる重篤な虐待事例（身体的虐待、性的虐待など）
 - 児童相談所機能の守備範囲の肥大化（性行相談、愛の手帳相談から虐待対応まで）民間団体との機能分担を図れないか

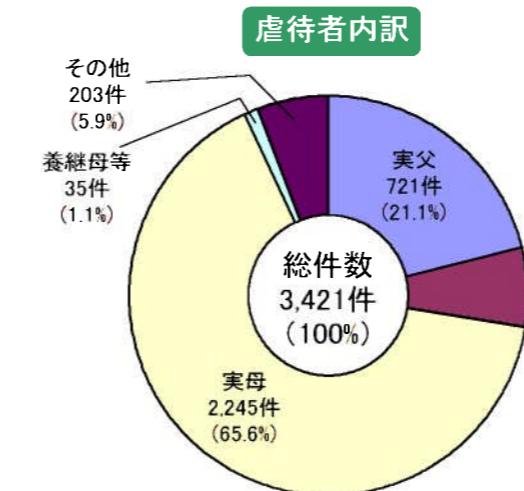
第6回：5月頃 第7回：6月頃
※随時ヒアリング

虐待相談に関するデータ

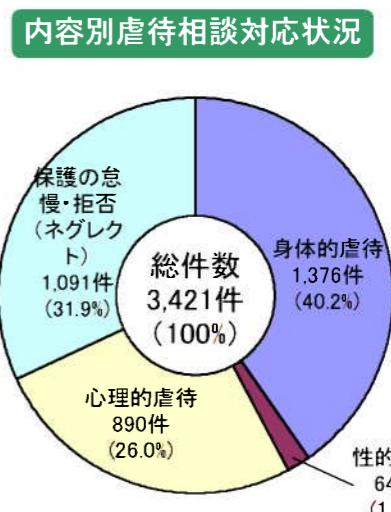
(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)
※都の区市町村虐待対応状況の22年度件数は平成22年度区市町村児童家庭相談統計。全国の虐待対応状況の22年度件数は平成23年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料の数値。



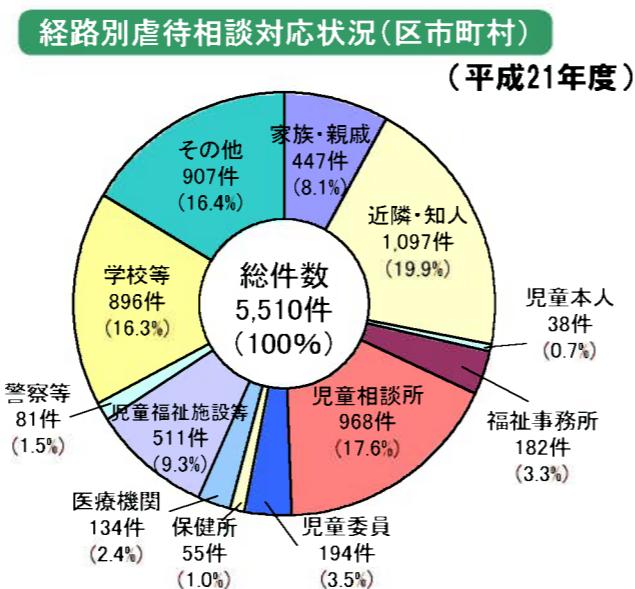
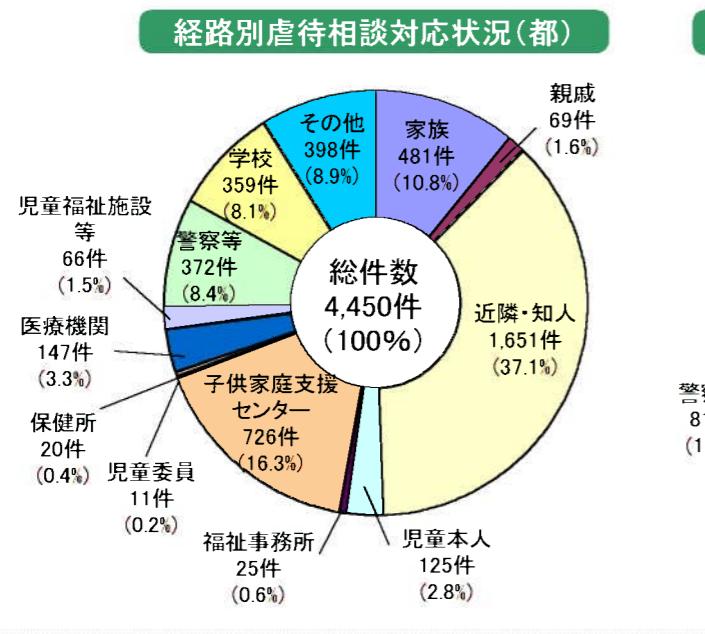
東京都の22年度のデータです。



※非該当の1,029件を除く。



※非該当の1,029件を除く。



○虐待経路別対応状況(下段は%)

内容 年度 \ 年	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	子供家庭支援センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校	その他	計
18年度	424 13.0%	44 1.3%	918 28.1%	56 1.7%	68 2.1%	629 19.3%	44 1.3%	72 2.2%	106 3.3%	78 2.4%	212 6.5%	398 12.2%	216 6.6%	3265 100%
19年度	434 13.1%	53 1.6%	940 28.4%	86 2.6%	62 1.9%	620 18.7%	34 1.0%	62 1.9%	106 3.2%	76 2.3%	254 7.7%	316 9.6%	264 8.0%	3307 100%
20年度	420 13.0%	62 1.9%	950 29.4%	85 2.7%	46 1.4%	520 16.1%	23 0.7%	26 0.8%	134 4.2%	58 1.8%	262 8.1%	308 9.5%	335 10.4%	3229 100%
21年度	414 12.4%	56 1.7%	1167 35.0%	67 2.0%	29 0.9%	473 14.2%	11 0.3%	8 0.2%	108 3.2%	50 1.5%	283 8.5%	328 9.8%	345 10.3%	3339 100%
22年度	481 10.8%	69 1.6%	1651 37.1%	125 2.8%	25 0.6%	726 16.3%	11 0.2%	20 0.4%	147 3.3%	66 1.5%	372 8.4%	359 8.1%	398 8.9%	4450 100%

対応困難ケースの状況（平成22年度東京都児童相談所虐待等相談調査より）

【調査対象】

- 1、2は、平成22年度中に虐待または養育困難で相談受理したケースが対象
3、4は、平成22年度中に虐待で相談受理したケースが対象

1 医療機関（関係機関経由を含む）からの通告ケースについて

内容	件数	援助内容				
		施設入所	一時保護中	司指導・ 継続指導	助言終了	非該当等
虐待	身体的	112	23	2	40	37
	性的	1	0	0	1	0
	心理的	20	2	0	7	9
	ネグレクト	75	21	1	18	29
	合計	208	46	3	66	75
養育困難		26	12	0	1	12
その他		4	0	0	0	0
合計		238	58	3	67	87
		23				

医療機関からの通告が増加している。医療機関からの通告ケースは、命に危険がおよぶなど待ったなしの対応が必要となる一方、医師等との連絡調整やセカンドオピニオンへの依頼など、相当な時間と労力を要する場合も多い。調査を進めるにあたり医学的な知識も必要とされる。

2 医療的、治療的援助を必要とする児童について（主訴：養育困難を含む）

内容	件数	ケース事例
虐待	身体的	33 ・父が児童の罪行などに怒り殴る等の暴行をし、保健所通院 ・SBSの疑いあり、退院時に蹴飛ばして保健所乳児院入所、通院経験 ・長期間、父から暴力を受け続けたため精神的不安定にて精神科受診
	性的	1 うつ病の症状あり心療内科を受診
	心理的	12 ・養育障害、過応接障害、抑うつ状態のため心理面接等が必要 ・父から心理的虐待をうけ不安定となり精神科にて服薬調整を実施
	ネグレクト	20 ・発達障害・発育不十分だが適切に養育していない ・有症アドバイスで治療が必要だがステロイド剤の服用拒否
	養育困難	12 発達障害、知的障害、心理的不安、自殺企図、その他病気のため養育困難
その他		9 アスペルガー、注意欠陥多動性障害、広範性発達障害の症状が見られ、喜れだす等するため手が付けられない
合計		87

虐待を受けた児童の多くは、情緒的、心理的に深刻な影響を受けていることが多く、しばしば医療機関による治療的なケアが必要となる。また、身体的虐待では、入院や通院を必要とするような重篤な怪我やダメージを受けている児童も少なくない。

3 保護者と対立したケース

内容	件数	具体例
虐待	身体的	85 ・母が殴打し、一時保護通報をもめて、児童福祉司に投げつけた ・虐待委託中に、父が後泊に本県の通学する学校から本県を連れ去り、強引に面会を行った ・父が相談室や廊下で大声で威嚇し靴を投げ、足を蹴った
	性的	5 ・祖父と未所面接を実施中、児童福祉司にすごくて詰め寄った ・母が大声 嘘を 嘘預所への立入
	心理的	33 ・一時保護した先の父が相談室に長時間居候り、大声を出す・机を叩く ・保護者に強引に質問し、粗暴にお茶をかける ・保護所の対応に強い不満があり、感情的・攻撃的で、以後、児童の面見を拒む
	ネグレクト	55 ・母が精神的に不安定になり、大量服薬、虎を一時保護したが、母が相談室にて誤呑みを投げつけた ・保護者面接で母親と同居男性が突然に暴れだし、保健所に暴力を振るい、同居男性は公務執行妨害容疑で逮捕
(参考) 養育困難	12 ・電話中、急に乱暴で叫ぶような言葉になり電話を切ってしまう ・元祖の介入強い抵抗を示し、何をしやべらず応答しない。親族も介入を拒否し「駄うつもり」という態度	
合計	190 【主たる虐待者】 実父50 実父以外の父33 実母36 実母以外の母90 その他35(父及び母 等)	

一時保護や施設入所、28条ケースなど親子分離を伴うケースを中心に、保護者と対立するケースが増加している。相談援助の過程において、粗暴な態度や威嚇的な言動に直面する児童福祉司や児童心理司の負担は大きく、現場は疲弊している。

4 被虐待ケースの事件化について

重篤な身体的虐待や性的虐待のうち、事件化について警察に相談を行った（または相談を考慮した）ケース

内容	件数	具体例
虐待	身体的	30 ・暴力を振るっている父が暴力に対する体験が入ったため、子供の現認患者に警察の応接で調査を実施 ・母が児童福祉司を突き飛ばすような行為をしたため、警察への相談を専属 ・児童は警官と協力して対応、虐待について、傷害事件として警察が専属を名前を逮捕
	性的	5 ・実父からの性的虐待について警察に情報提供、捜査し実父逮捕 ・実父からの性的虐待について警察に事件報告、警察が本人の事情聴取を行った
	心理的	2 ・児童が内夫からどなられるとの相談があり、調査中に身体的虐待で病院に入院となり、警察に情報提供
合計	37	

重篤な身体的虐待や性的虐待については、福祉的な援助のみならず、警察の捜査等事件化が必要となるケースも多い。